

飲食店の皆さん

受動喫煙対策の届け出・掲示はお済みですか？

改正健康増進法に加えて北海道受動喫煙防止条例が施行され、7月からは全ての飲食店で店外に「禁煙」または「喫煙室」等の標識を掲示することが義務付けられました。これによって入店前に喫煙の可否がわかることとなります。また、経過措置として喫煙可能室を設置する（または喫煙可能店とする）ときは保健所への届け出が必要となりますので、経過措置の対象となる小規模飲食店や喫煙室の条件についてお知らせします。

◆詳細 保健所健康増進課 ☎23110、FAX21469

あなたのお店は・・・

① 2年4月1日時点で、営業している店舗ですか？

② 資本金または出資の総額は500万円以下ですか？

③ 客席面積は100㎡以下ですか？

**店内で喫煙するには
保健所への届け出が必要です**



届出様式

一つでも「いいえ」 すべて「はい」

経過措置として選択可



店内を全面禁煙にする

店内の一部に喫煙室(飲食不可)を設置する

店内の一部に加熱式たばこ用の喫煙室(飲食可)を設置する



店内の一部または全部を喫煙可能室とする

店内に喫煙室を設置するとき

喫煙室の条件

- ・ 喫煙室の入り口で、喫煙室に向かう気流が風速0.2m/秒以上であること
- ・ たばこの煙が室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ・ たばこの煙が屋外に排気されていること

店内全体を喫煙可能とするとき

喫煙可能店の条件

- ・ たばこの煙が店外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること

※喫煙室や施設の出入口には「禁煙」「喫煙室」等の標識の掲示が義務付けられます。
 ※20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

未就学児の医療費の助成を拡大します

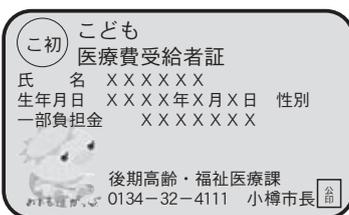
市ではこども医療費助成制度の内容を見直し、8月から課税世帯の3歳から就学前までのお子さんについて、医療費(入院外)の自己負担が軽減されますので、その内容についてお知らせします。



これまで、課税世帯の3歳から就学前までのお子さんの医療費(入院外)については、自己負担を1割としていましたが、8月からは、初診時にかかる一部負担金(医科580円、歯科510円)のみの支払いとなるよう助成内容を拡大します(右の表を参照)。なお、従来の助成と同様に所得制限があります。

<新しい受給者証について>

7月下旬に送付しますので、8月以降に道内の医療機関を受診する際は、保険証とともに提示してください。



◆詳細 後期高齢・福祉医療課 ☎4111内線311、FAX20120

区分	入院外		入院	
	課税世帯	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯
0歳～2歳	初診時一部負担金のみ 医科580円、歯科510円			
3歳～就学前	【7月まで】 医療費の1割 【8月から】 初診時一部負担金のみ 医科580円、歯科510円	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円
小学生	医療費の1割			
中学生	対象外		医療費の1割	

※自己負担が初診時一部負担金のみの方の場合、再診時と調剤の自己負担はありません。

※太枠の部分は、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成も共通です。